リハビリ特化型デイサービス薩摩健康運動塾 予防型通所介護サービス 重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている予防型通所介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わ かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 予防型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社アナザーレベル	
代表者氏名	代表者氏名 代表社員 國光 大輔	
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	899-2704 鹿児島県鹿児島市春山町 1274-1 あいビル一階 電話 070-4702-6612 FAX099-813-7827	
法人設立年月日	平成29年1月11日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	リハビリ特化型デイサービス 薩摩健康運動塾
介護保険指定事業所番号	4690102886
事業所所在地	899-2704 鹿児島県鹿児島市春山町 1274-1 あいビルー階
連絡 先相談担当者名	電話 070-4702-6612 FAX099-813-7827 (相談担当者氏名): 代表社員 國光大輔
事業所の通常の 事業の実施地域 にはいる。 事業の実施地域	
利 用 定 員	9名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	いつまでも自分らしく生活を営むためのサポート事業
運営の方針	積極的に無駄話をモットーに交流と脳トレと運動を通じ、予防への意識 を高める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜~土曜
---	---	---	-------

(4) サービス提供時間

サービス提供日	水曜・土曜
サービス提供時間	9 時~17 時
延長サービス提供時間	無し

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名)國光大輔
-----	----------

職	職務内容	人員数
	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。	
	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令	
	を行います。	
	3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏	74 #L 4 P7
管理者	まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した予防型通所介護計画	常勤1名
	を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ま で作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ま	
	す。	
	・。 4 利用者へ予防型通所介護計画を交付します。	
	5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び予防型通	
	所介護計画の変更を行います。	
	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営	
	むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等	
生活相談員	の介護に関する相談及び援助などを行います。	1名以上
	2 それぞれの利用者について、予防型通所介護計画に従った	
	サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行いま す。	
	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等	
看護師・	の把握を行います。	
准看護師	2 利用者の静養のための必要な措置を行います。	1名以上
(看護職員)	3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指	
	示を受けて、必要な看護を行います。	
介護職員	1 予防型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及	2名以上
71 121-305	び介護を行います。	2 0%
機能訓練	1 予防型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りそ	4 5
指導員	の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活	1名以上
佐田兴 ★ _!	を営むことができるよう、機能訓練を行います。	0.87.51.5
管理栄養士 歯科衛生士	1 栄養改善サービスを行います。	0名以上
图科衛生士 言語聴覚士	1 口腔機能向上サービスを行います。	0名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
予防型通所介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた予防型通所介護計画を作成します。 2 予防型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 予防型通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、予防型通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、予防型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び 介助 入浴の提供及び 介助 排せつ介助 更衣介助 移動・移乗介助 服薬介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
機能訓練	日常生活動作を 通じた訓練 レクリエーションを通じた訓練 器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

(2) 予防型通所介護従業者の禁止行為

予防型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について
 - ① 要支援1:1798単位/月(概ね週1回利用)
 - ② 要支援2:3621単位/月(概ね週2回利用)
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び予防型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに予防型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は予防型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等) は、片道につき 47 単位、(利用料:470円、1割負担:47円、2割負担:94円、3割負担141円) 減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100分の5以上減少している場合、3月以内に限り1回につき所定単位数の100分の3に相当す る単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画 が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金 額の99/100となります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。			
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。			
② キャンセル料	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	12 時間前までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	1 時間前までにご連絡のない場	1提供当りの料金の		
	合	100%を請求いたします。		
※ただし、利用者の	※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
③ 食事の提供に要 する費用 570円(1食当り 食材料費及び調理コスト ※希望者のみ)				
④ おむつ代	実費となります(1 枚当り)			
⑥ 日常生活費	実費となります。			

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと 内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法 によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収 書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医 療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- 5 サービスの提供にあたって
 - (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護 認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに 変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
 - (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、 利用者及び家族の意向を踏まえて、「予防型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「予 防型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただく ようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 予防型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

代表社員 國光大輔

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密 の保持について

① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるもの

	とします。
	② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。) は、共、ビス提供をするとのでは、10円表別はそのでは、
	は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族 の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	の秘密を正当は垤田なく、第二者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終
	プレた後においても継続します。
	4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族
	の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者で
	なくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、
	従業者との雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サー
	ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませ
	ん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書
	で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家
	族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれ
	る記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)につ
② 個人情報の保護について	いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の
	際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて
	その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、
	追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行
	い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者)
	の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師 への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 中川整形外科 所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間 診療科
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先

(メモ) 緊急時の対応方法に掲げる主治医や家族等の連絡先については、本重要事項説明書の内容をすべて説明し、サービス提供等に関して同意を得た段階(契約の締結の合意が行われたとき)で、利用者に確認しながら項目を記載するようにしてください。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する予防型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地 〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号
鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長	電話番号 099-216-1186(直通)
寿部長寿あんしん課	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

11 心身の状況の把握

予防型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 予防型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「予防型通所介護計画」の 写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 予防型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを 提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを 行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(サービス管理責任者 國光大輔)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回 開催月は不定期)

④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

- (1) 予防型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する予防型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- ② 予防型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

18 予防型通所介護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

〇 (1) その他の費用

② 送迎費の有無	無し
② キャンセル料	重要事項説明書4一②記載のとおりです。
④ 食事の提供に要する 費用	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。
⑤ おむつ代	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。

⑥ 日常生活費 重要事項説明書 4-⑤記載のとおりです。

(2)1 か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安 要支援1 週1回利用 1,798円/月(月謝として)

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1月以内とします。
- 19 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順
 - 提供した予防型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 薩摩健康運動塾	所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間	鹿児島市春山町 1274-1 あいビルー階 070-4702-6612 099-813-7827 9 時~17 時	
【市町村(保険者)の窓口】 鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長 寿部長寿あんしん課	所 在 地電話番号 受付時間	〒892-8677 鹿児島市山下町 11 番 1 号 099-216-1186(直通) 9:00~17:00(土日祝は休み)	
【公的団体の窓口】 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室	所 在 地 電話番号 受付時間	鹿児島市鴨池新町 6-6 電話:099 (213) 5122 9:00~17:00 (土日祝は休み)	

20 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日		
-----------------	---	---	---	--	--

事業者は、上記内容について利用者に説明を行いました。

	所	在	地	鹿児島市春山町 1274-1 あいビル 1 階
事	法	人	名	合同会社アナザーレベル
業	代	表者	名	國光大輔
者	事:	業所	名	リハビリ特化型デイサービス 薩摩健康運動塾
	説り	月者氏	, 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	